

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月8日

【四半期会計期間】 第106期第1四半期
(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 大野 哲嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 大野 哲嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第105期 第1四半期 連結累計期間	第106期 第1四半期 連結累計期間	第105期
会計期間		自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
営業収益	(百万円)	14,642	19,581	65,412
純営業収益	(百万円)	14,289	18,922	63,728
経常利益	(百万円)	1,512	4,015	13,269
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(百万円)	1,455	13,248	11,990
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	19	14,318	10,709
純資産額	(百万円)	150,996	167,873	157,229
総資産額	(百万円)	641,555	907,401	741,935
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	5.52	50.62	45.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	5.52	50.61	45.72
自己資本比率	(%)	23.2	18.3	20.9

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、子会社及び関連会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結累計期間において、以下のとおり子会社等の異動があったため、当社グループは、当社、子会社22社及び関連会社9社により構成されることとなりました。

新規子会社

以下の2社が新たに子会社に加わりました。

- ・高木証券株式会社
- ・高木ビジネスサービス株式会社

関連会社

以下の会社を子会社から関連会社に変更しております。

- ・宇都宮証券株式会社

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針及び見積りが、四半期連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定しております。市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティー、契約期間等を基に算出した現在価値の見積り価格により算定しており、異なる前提条件等によった場合には当該時価が変動する可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産については、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、減損処理を行っております。資産又は資産グループの回収可能価額は、時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか高い金額であることから、固定資産の減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。従って、固定資産の使用方法を変更した場合、不動産取引相場等が変動した場合及びのれんが認識された取引において取得した事業の状況に変動が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務が変動する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生する可能性があります。

(2) 当第1四半期連結累計期間の経営成績

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、緩やかな回復基調が続きました。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ工事が堅調だった他、5月の有効求人倍率が1.49倍と43年ぶりの高さを記録するなど、雇用環境の更なる改善を背景に個人消費も堅調に推移しました。一方、有効求人倍率の高さに表れているように、企業は人手不足で業務の見直しを迫られるなど、働き方改革への対応とともにいっそうの生産性の向上が求められています。

海外経済は、米国では新車販売などの一部指標に変調の兆しが見えたものの、ネット通販を中心に個人消費が堅調に推移、中国では今秋の共産党大会を控えて公共投資が景気の下支えをし、欧州ではユーロ安を背景に輸出中心に回復するなど、総じて堅調に推移しました。一方、英国では6月の総選挙で与党の保守党が過半数割れとなったことでEU離脱への道筋が不透明になり、世界経済への不安要素となりました。

株式市場は、日経平均株価が4月に18,900円台で始まった後、米国によるシリア爆撃や北朝鮮情勢の悪化などの地政学的リスク、仏大統領選への不透明感などによるリスクオフから一時18,200円台まで下落しました。その後は米国株の上昇や4月下旬から5月上旬の決算発表において企業業績が概ね増益を見込んでいることが安心感に繋がって上昇しました。米国株と同様、半導体関連株とインターネット関連株がけん引したことにより一時20,300円台に乗せ、6月末は20,033円と、月末ベースでは平成27年7月末以来となる20,000円台で取引を終えました。なお、4～6月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆7,161億円となり、前年同期の2兆4,391億円を上回りました。

債券市場は、長期金利の指標である10年物国債利回りが4月に0.065%で始まった後、前述の地政学的リスクやトランプ米国大統領の低金利政策支持発言などを受けて低下し、一時0.000%をつけました。その後は日経平均株価の上昇や米国の利上げを受けた長期金利の上昇につれて上昇し、6月末は0.075%で取引を終えました。

為替市場は、4月に1ドル=111円台で始まった後、リスクオフのドル安円高により一時1ドル=108円台をつけましたが、その後は日経平均株価の上昇につれてややドル高円安が進み、一時1ドル=114円台をつけました。5月下旬以降は方向感に乏しく1ドル=111円台を挟んだもみ合いとなり、6月末は1ドル=112円台で取引を終えました。

このような環境の中で、当社グループは、平成24年4月より推進してまいりました経営5カ年計画「Ambitious 5」が平成29年3月をもって終了したことに伴い、次の5年間の新経営計画「New Age's, Flag Bearer 5(ニューエイジズ フラッグベアラー ファイブ)～新時代の旗手～」をスタートさせました。新経営計画では、前経営計画で成果が上がった戦略の基本路線は維持・拡大しながら、5年後には独自のビジネスモデルを構築した「総合金融グループ」に進化を遂げ、お客様に選ばれる金融グループとなり、金融業界における新時代の旗手になることを目指してまいります。

当第1四半期につきましては、前経営計画における「Alliance & Platform」戦略及び、新経営計画における「戦略テーマの追求」の一環である「同業他社M&A」として、大阪に本店を置く東証第2部上場の「高木証券株式会社」株券等の公開買付けを実施し、5月には完全子会社としております。「高木証券株式会社」とはこれまで外国株式や国内外の債券等の商品供給による取引関係を構築しておりましたが、子会社化により、今後は両社の有する経営資源を共同活用することで企業価値の向上を目指してまいります。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

(受入手数料)

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	3,454	7	286	0	3,748
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	22	89			112
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	36	1,810		1,848
その他の受入手数料	14	2	986	558	1,561
合計	3,492	136	3,083	558	7,271

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	4,061	4	131		4,198
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	72	127			200
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	13	1,894		1,909
その他の受入手数料	43	4	1,080	1,028	2,156
合計	4,177	151	3,107	1,028	8,464

当第1四半期連結累計期間の受入手数料の合計は16.4%増加(前年同期増減率、以下(2)において同じ。)し84億64百万円を計上いたしました。

委託手数料

当社子会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は16.1%増加し11億84百万株、株式委託売買金額は18.8%増加し1兆1,428億円となり、個人投資家の売買が増加したため、当社グループの株式委託手数料は17.6%増加し40億61百万円の計上となり、委託手数料全体では12.0%増加し41億98百万円を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は219.7%増加し72百万円を計上いたしました。また、債券は42.3%増加し1億27百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では78.1%増加し2億円を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は投資信託の販売額が堅調に推移し4.7%増加し18億94百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では3.3%増加し19億9百万円を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は9.6%増加し10億80百万円の計上となり、また、保険手数料収入やコンサルティング料の増加などから、その他の受入手数料全体では38.1%増加し21億56百万円を計上いたしました。

(トレーディング損益)

区分		前第1四半期	当第1四半期
		連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
株券等トレーディング損益	(百万円)	1,246	4,953
債券・為替等トレーディング損益	(百万円)	5,424	5,190
合計		6,671	10,143

当第1四半期連結累計期間の株券等トレーディング損益は、米国株式を中心とした外国株式の売買の増加により297.3%増加し49億53百万円の利益の計上となりました。一方、外貨建債券の売買を中心とした債券・為替等トレーディング損益は4.3%減少し51億90百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は52.0%増加し101億43百万円の利益を計上いたしました。

(金融収支)

当第1四半期連結累計期間の金融収益は39.2%増加し9億73百万円となり、金融費用は86.8%増加し6億59百万円となりました。差引の金融収支は9.3%減少し3億14百万円の利益の計上となりました。

(販売費及び一般管理費)

当第1四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、取引関係費が提携合併証券からの外債販売の取次ぎ量の増加に伴い支払手数料が増加したこと等から24.0%増加し32億92百万円となりました。人件費はグループ会社の増加に伴う人件費増加等から19.0%増加し71億96百万円となりました。事務費は18.0%増加し19億76百万円となり、不動産関係費は5.5%増加し17億15百万円となりました。一方、減価償却費は6.5%減少し4億24百万円となり、この結果、販売費及び一般管理費は19.2%増加し157億17百万円となりました。

(営業外損益)

当第1四半期連結累計期間の営業外収益は、持分法による投資利益は403.0%増加し3億92百万円となり、受取配当金は75.1%増加し2億47百万円となりました。この結果、営業外収益の合計は99.9%増加し8億43百万円を計上いたしました。また、営業外費用の合計は275.9%増加し32百万円となりました。

(特別損益)

当第1四半期連結累計期間の主な特別損益は、負ののれん発生益111億60百万円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の営業収益は33.7%増加し195億81百万円、純営業収益は32.4%増加し189億22百万円となり、営業利益は191.6%増加し32億4百万円、経常利益は165.5%増加し40億15百万円を計上し、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する四半期純利益は810.3%増加し132億48百万円を計上いたしました。

(3) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は1,654億65百万円増加(前連結会計年度末比、以下(3)において同じ。)し9,074億1百万円となりました。このうち流動資産は1,495億69百万円増加し8,381億20百万円となりました。主な要因は、トレーディング商品(資産)が168億67百万円増加し3,093億62百万円となり、約定見返勘定(資産)が666億85百万円増加し、有価証券担保貸付金が646億84百万円増加し2,796億77百万円となりました。一方、現金及び預金が51億36百万円減少し675億46百万円となりました。また、固定資産は、投資有価証券が149億49百万円増加し490億4百万円となったことから158億96百万円増加し692億81百万円となりました。

負債合計は1,548億21百万円増加し7,395億27百万円となりました。このうち流動負債は1,517億36百万円増加し6,621億35百万円となりました。主な要因は、トレーディング商品(負債)が1,644億88百万円増加し3,569億42百万円となる一方、有価証券担保借入金が183億26百万円減少し1,128億37百万円となりました。また、固定負債は、繰延税金負債が15億61百万円増加し28億2百万円となり、社債が13億26百万円増加し103億9百万円となったことから30億69百万円増加し769億26百万円となりました。

純資産合計は106億44百万円増加し1,678億73百万円となりました。主な要因は、利益剰余金が95億84百万円増加し1,002億77百万円となり、その他有価証券評価差額金が11億47百万円増加し25億87百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財産上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定めております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下の通りです。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(において定義する。以下同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、当社グループにおける企業価値の源泉を維持するとともに、経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社グループの企業価値等は損なわれることとなります。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループにおける企業価値の源泉は、金融商品取引業及びその関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、上記のような当社グループの企業価値等を著しく損なう大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、経営計画に基づき具体的施策を実行していくことで、当社グループの企業価値等の向上が図れるものと考えております。更に、基本方針の実現に資する取組みとして、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年6月29日開催の第104期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付け、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して、以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合等に、(a)大量買付者に対し、必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し、当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続きを定めております。大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとしております。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、

本プランは、対抗措置の発動または不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されております。

更に、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとされております。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとし、

本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

本プランは、以下の理由により、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、第104期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様を意思を確認することができることとしております。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと(独立性の高い社外者の判断を重視していること)

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること等、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことがないために、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

連結会社の状況

当第1四半期連結会計期間より新たに高木証券株式会社を連結の範囲に含めたこと等により、従業員数が前連結会計年度末比398名増加の2,881名となりました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日		280,582,115		36,000		9,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,877,400		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 261,504,500	2,615,045	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 200,215		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,615,045	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が56株含まれております。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3-6-2	18,877,400		18,877,400	6.73
計		18,877,400		18,877,400	6.73

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第1四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	72,683	67,546
預託金	37,506	36,930
顧客分別金信託	36,900	36,300
その他の預託金	606	630
トレーディング商品	292,495	309,362
商品有価証券等	289,264	306,601
デリバティブ取引	3,230	2,761
約定見返勘定	-	66,685
信用取引資産	44,610	50,839
信用取引貸付金	31,880	37,997
信用取引借証券担保金	12,730	12,841
有価証券担保貸付金	214,992	279,677
借入有価証券担保金	214,992	279,677
立替金	1,252	2,850
短期差入保証金	18,995	17,788
短期貸付金	156	194
有価証券	0	-
未収収益	1,725	2,360
繰延税金資産	1,254	715
その他	2,912	3,207
貸倒引当金	32	37
流動資産合計	688,551	838,120
固定資産		
有形固定資産	8,561	8,595
無形固定資産	5,196	5,210
投資その他の資産	39,627	55,474
投資有価証券	34,054	49,004
長期差入保証金	2,416	3,083
退職給付に係る資産	2,317	2,326
その他	1,244	1,467
貸倒引当金	405	406
固定資産合計	53,384	69,281
資産合計	741,935	907,401

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	192,454	356,942
商品有価証券等	185,261	349,383
デリバティブ取引	7,192	7,558
約定見返勘定	7,540	-
信用取引負債	9,132	14,801
信用取引借入金	6,182	12,083
信用取引貸証券受入金	2,950	2,717
有価証券担保借入金	131,164	112,837
有価証券貸借取引受入金	131,164	112,837
預り金	32,925	38,378
受入保証金	8,360	10,188
短期借入金	80,488	78,934
短期社債	9,300	11,800
1年内償還予定の社債	31,044	28,810
未払法人税等	1,860	3,080
賞与引当金	2,244	1,025
役員賞与引当金	46	15
その他	3,836	5,320
流動負債合計	510,399	662,135
固定負債		
社債	8,983	10,309
長期借入金	61,731	62,041
繰延税金負債	1,241	2,802
役員退職慰労引当金	103	95
退職給付に係る負債	458	240
その他	1,338	1,438
固定負債合計	73,857	76,926
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	449	465
特別法上の準備金合計	449	465
負債合計	584,706	739,527

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,016	33,015
利益剰余金	90,693	100,277
自己株式	7,572	7,570
株主資本合計	152,137	161,722
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,439	2,587
為替換算調整勘定	251	361
退職給付に係る調整累計額	1,986	2,000
その他の包括利益累計額合計	3,175	4,225
新株予約権	443	472
非支配株主持分	1,472	1,452
純資産合計	157,229	167,873
負債純資産合計	741,935	907,401

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
営業収益		
受入手数料	7,271	8,464
委託手数料	3,748	4,198
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	112	200
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	1,848	1,909
その他の受入手数料	1,561	2,156
トレーディング損益	6,671	10,143
金融収益	699	973
営業収益計	14,642	19,581
金融費用	352	659
純営業収益	14,289	18,922
販売費及び一般管理費		
取引関係費	2,654	3,292
人件費	6,046	7,196
不動産関係費	1,626	1,715
事務費	1,675	1,976
減価償却費	454	424
租税公課	266	548
その他	467	563
販売費及び一般管理費合計	13,190	15,717
営業利益	1,099	3,204
営業外収益		
受取配当金	141	247
受取家賃	147	123
持分法による投資利益	78	392
投資事業組合運用益	-	4
その他	55	74
営業外収益合計	421	843
営業外費用		
投資事業組合運用損	-	0
為替差損	-	24
その他	8	8
営業外費用合計	8	32
経常利益	1,512	4,015

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
特別利益		
投資有価証券売却益	566	0
負ののれん発生益	-	11,160
金融商品取引責任準備金戻入	10	0
特別利益合計	576	11,161
特別損失		
関係会社株式売却損	-	173
投資有価証券売却損	0	-
投資有価証券評価損	0	4
特別損失合計	0	177
税金等調整前四半期純利益	2,088	15,000
法人税、住民税及び事業税	4	3,173
法人税等調整額	717	1,435
法人税等合計	722	1,738
四半期純利益	1,365	13,261
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	89	13
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,455	13,248

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	1,365	13,261
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	1,123	1,119
為替換算調整勘定	249	111
退職給付に係る調整額	11	19
持分法適用会社に対する持分相当額	-	28
その他の包括利益合計	1,385	1,056
四半期包括利益	19	14,318
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	71	14,304
非支配株主に係る四半期包括利益	90	13

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間より、4月の公開買付け等により高木証券株式会社株式を取得したことにより、高木証券株式会社及びその子会社である高木ビジネスサービス株式会社を連結の範囲に含めております。この結果、当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることは確実と認められ、特別利益として負ののれん発生益11,160百万円を計上しております。

また、4月に保有する宇都宮証券株式会社株式の一部売却により当社議決権所有比率が低下したため、同社を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ変更しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	454百万円	424百万円
のれん償却額		70

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,694	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,663	14.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載していません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載していません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成29年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(資産)			
投資有価証券	7,180	7,180	
商品有価証券等(負債)	185,261	185,261	

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

約定見返勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

内規による時価算定規準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

商品有価証券等(負債)

内規による時価算定基準によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	
関連会社株式	19,345	
その他有価証券	株式(非上場)	3,487
	その他	4,041
合計	26,874	

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、「投資有価証券」には含めておりません。

当第1四半期連結会計期間末(平成29年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
約定見返勘定(資産)	66,685	66,685	
投資有価証券	20,286	20,286	
商品有価証券等(負債)	349,383	349,383	

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

約定見返勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

内規による時価算定規準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

商品有価証券等(負債)

内規による時価算定基準によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	
関連会社株式	20,209	
その他有価証券	株式(非上場)	4,006
	その他	4,501
合計	28,717	

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、「投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成29年3月31日)

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	5,779	7,180	1,400
債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
その他			
計	5,779	7,180	1,400

(注) 非上場株式等は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

当第1四半期連結会計期間末(平成29年6月30日)

その他有価証券が、企業団体の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	17,382	20,286	2,904
債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
その他			
計	17,382	20,286	2,904

(注) 非上場株式等は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成29年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金利	金利先物取引			
	売建			
	買建	23,147	18	18
	債券先物取引			
	売建	55,785	8	8
	買建	14,766	11	11
債券先物オプション取引	売建			
	買建	34,380	40	0

当第1四半期連結会計期間末(平成29年6月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金利	金利先物取引			
	売建	68,852	27	27
	買建	68,887	19	19
	債券先物取引			
	売建	20,773	87	87
	買建	195,845	276	276
	債券先物オプション取引			
	買建	39,100	26	1

(企業結合等関係)

1 企業結合の概要

当社は、公開買付け及び会社法第179条に基づく株式の全部を売り渡す請求により株式を取得したため、高木証券株式会社及びその子会社である高木ビジネスサービス株式会社を完全子会社といたしました。

(1) 被取得企業の名称、事業内容

名称 高木証券株式会社及びその子会社である高木ビジネスサービス株式会社

事業内容 金融商品取引業及び事務サービス業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、Alliance & Platform(事業基盤の積極拡大)戦略推進の一環として平成25年頃より高木証券株式会社と外国株式や国内外の債券等の商品供給による取引関係を構築しております。当社グループが中部地区を強みとしている一方、同社が関西地区を強みとしている等、同社とは大都市圏に基盤を有する共通点を持ちながらも強みとする地域が異なります。当社グループと同社双方がそれぞれ有する経営資源の共同活用や事業上の協働等を通じ、当社のみならず同社においてもその事業シナジーの創出が可能ではあるものの、より一層その効果を高めるためには、当社と同社との間における強固な資本関係の構築が必要不可欠であるとの結論にいたり、同社株式を取得し連結子会社といたしました。

(3) 企業結合日

平成29年4月11日(公開買付けによる株式取得日)

平成29年4月1日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

なお、当社は株式の全てを取得することを目的とした一連の株式取得を一体の取引として処理しております。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が高木証券株式会社の議決権100%を取得したため、当社を取得企業といたしました。

2 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
平成29年4月1日から平成29年6月30日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	15,815百万円
取得原価		15,815百万円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 48百万円

5 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

11,160百万円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額を負ののれん発生益として計上しております。

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳(連結)

流動資産	25,894百万円
固定資産	13,484百万円
資産合計	39,378百万円
流動負債	9,201百万円
固定負債	3,120百万円
特別法上の準備金	23百万円
負債合計	12,345百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	5円52銭	50円62銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,455	13,248
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	1,455	13,248
普通株式の期中平均株式数(株)	263,553,041	261,705,790
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	5円52銭	50円61銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	119,737	64,053
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月7日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	晴久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木	裕晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神野	敦生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。